

お知らせ《information》

下北地域県民局県税部からのお知らせ ～農業・漁業用免税軽油の免税証交付申請の受付について～

平成25年3月から使用する農業用免税軽油及び同年4月から使用する漁業用免税軽油の免税証の交付申請を、次の日程により受付します。

◇受付日：農業…平成25年1月8日（火）、9日（水） 漁業…平成25年1月9日（水）、10日（木）

◇時間：9：30～15：00まで

◇場所：東通村役場 ※申請書類は、郵送でも受け付けております。

◇農業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑 ②耕作証明書 ③免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く） ④返信用郵便切手390円分
⑤使用機械の譲渡証明書（初めて申請する方及び使用機械に変更がある方）

◇漁業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑 ②免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く） ③返信用郵便切手390円分
④初めて申請する方及び使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書、漁船の写真（前、後、横、エンジン）及び登録証

※免税軽油使用者証の有効期限が、平成25年12月31日までの農業の方、平成26年3月31日までの漁業の方、初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、上記4、5のほか、青森県収入証紙400円分が必要です。

詳しくは、『下北地域県民局県税部 課税課』（☎22-8581 内線207）までお問い合わせください。

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です**○北朝鮮人権侵害問題啓発週間について**

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

○北朝鮮による拉致容疑者に対する警察の捜査

北朝鮮による拉致容疑事案は、これまでに13件発生しており、これらの事案において北朝鮮に拉致された被害者は、19人に上っています。警察では、拉致に関与した北朝鮮工作員や「よど号」犯人ら11人について、逮捕状の発付を得て、ICPO（国際刑事警察機構）を通じて、国際手配を行うなど所要の捜査を講じています。

本県でも、北朝鮮による拉致の疑いがあるとして、告発状を受理した事案があり、所要の捜査を推進しています。北朝鮮による拉致容疑事案に関して、幅広い情報提供をお願いいたします。

障害者の法定雇用率引き上げについて

全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が平成25年4月1日から次のように変わります。

- （1）民間企業の障害者の法定雇用率が現行の1.8%から2.0%に変わります。
- （2）国・地方公共団体等の障害者の法定雇用率が現行の2.1%から2.3%に変わります。
- （3）教育委員会の障害者の法定雇用率が現行の2.0%から2.2%に変わります。
- （4）障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

＜お問い合わせ先＞ むつ公共職業安定所 雇用指導官 ☎22-1331